

調達管理番号・案件名

26a00081_ラオス国国道9号線における橋梁架け替え計画準備調査(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2026年4月20日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	9	1. 企画・提案に関する留意点:再委託	「本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください」とありますが、今回定額計上にて提示されている再委託項目以外の再委託を実施したい場合、この提案及び費用は、別提案、別見積もりで提示する必要があるという理解で正しいでしょうか。	上限額内でご対応いただけるのであれば、本見積りに含めていただき、別提案とする必要はありません。
2	10	第2章 特記仕様書案 2. プロポーザルにおいて具体的な提案を求める内容	「No.2 事業効果を定量的・定性的に表現するため必要な交通状況等の基礎情報の収集及び解析手法の提案」について、プレ公示段階の質問に対する2026年4月1日付JICA回答には、別紙1(P.38)に記載のある大型車交通量及び貨物輸送量に関わる事業効果の指標は、技術協力プロジェクト「道路アセットガバナンス改善プロジェクト」で実施した交通量調査の結果を基に記載している、と回答されておりますが、同プロジェクトは、昨年2025年4月に開始されたばかりの案件であり、報告書が外部に公開されていません。プロポーザルにおいて事業の評価指標の具体的な提案を行うに当たり、1) 別紙1に記載された事業効果の指標の検証、2) 検証結果に基づく必要な追加調査項目の特定、3) 追加調査に充てる費用の積算、及び4) 調達の公平性、等の観点から、上記の交通量調査の結果は、今後配布資料に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	交通量調査の結果を配布いたします。配布希望の方は社会基盤部運輸交通グループ第一チームまでご連絡ください。 連絡先:imgtr@jica.go.jp
3	15	第2章【2】第3条(14)支障物件	調査対象地域は、全世界の中でも最も不発弾(UXO)に汚染された地域の一つとなっており、UXOの探査・処理の状況について、プレ公示段階の質問に対する2026年3月25日付JICA回答には、「ラオス政府に確認する」との回答でしたが、2026年4月8日付JICA回答には、未だラオス政府に照会を行った結果が記載されておりません。 プロポーザルにおいて「安全第一」の観点から、日本人専門家や現地再委託先の調査員の投入のタイミング等の要員配置計画の検討を行うに当たり、UXOの探査・処理の状況把握は欠かせません。当該確認事項につきまして、ラオス政府に照会を行った結果は回答期日までに共有されるという認識でよろしいでしょうか。	対象県の公共事業省事務所に確認したところ、不発弾(UXO)の探査および処理は実施されていないとのことです。 また同事務所の見解として、「橋梁周辺、特に Houay kok 橋梁付近には住宅が密集しており、住民が川沿いで生活し、川を日常的に利用している状況であるため、コンサルタントによる現地調査程度(掘削や工事といった作業を伴わない調査)であれば、リスクの低いエリアである」とのことです。また、「これまで国道9号線における道路・橋梁の点検や維持管理の中で、UXOによる被害は確認されていない」との報告がありました。

4	16	第2章【2】第3条(16)9号線橋梁の今後の対応について	<p>「道路維持管理能力強化プロジェクト」で健全性が低いと判断された17橋について「道路アセットガバナンス改善プロジェクト」に目視検査及び技術的な確認・評価を行った、と記載されておりますが、同プロジェクトは、昨年2025年4月に開始されたばかりの案件であり、報告書が外部に公開されていません。</p> <p>また、「経済社会開発計画」により8橋の補修と上部工の架け替えを行う、と記載されています。</p> <p>つきましては、プロポーザルにおいてJICAの既存事業との連携可能性について具体的な提案を行うに当たり、1) 必要な調査項目の特定、2) 調査に充てる費用の積算、及び3) 調達の公平性、等の観点から、1) 国道9号線の橋梁点検の結果、2) 「経済社会開発計画」の概要、及び3) 「経済社会開発計画」の対象8橋の情報(名称、位置座標、等)は今後配布資料に含まれるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>1) 国道9号線の橋梁点検の結果は配布いたします。配布希望の方は社会基盤部運輸交通グループ第一チームまでご連絡ください。</p> <p>連絡先:imgtr@jica.go.jp</p> <p>2) 「経済社会開発計画」の概要はこちらをご確認ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit.000001.03100.html なお、当該「経済社会開発計画」はJICA実施ではなく、外務省実施の事業になります。</p> <p>3) 「経済社会開発計画」の対象8橋の情報(名称、位置座標、等)は配布可能な資料はございません。</p>
5	18	第2章【2】第4条(6)環境社会配慮にかかる調査	<p>再委託可能な環境社会配慮調査の範囲として、「第4条(6)に記載の内容」全体が示されており、500万円の費用が定額計上可能になっております。</p> <p>つきましては、プロポーザルにおいて環境社会配慮調査に関わる再委託調査の検討に当たり、再委託可能な環境社会配慮調査の範囲は、1) 「住民移転計画書案」の作成に係る調査(P.20 ウ)社会経済調査含む)だけでなく、2) 「環境アセスメント報告書案(又はIEE報告書案)」の作成に係る調査や、3) 「CO2排出量」の推計に係る調査も含めることが可能、と考えてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
6	26	第2章【2】第4条(16)技術支援計画の検討、計画策定	<p>(16)について、「本業務では当該項目は適用しない。」と記載されていますが、P36 別紙1 3. 事業概要②事業内容イ)コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容にはソフトコンポーネントの内容が含まれていません。本準備調査には、ソフトコンポーネントを通じた技術支援の計画内容の検討や計画策定は含まれるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本準備調査には、ソフトコンポーネントを通じた技術支援の計画内容の検討や計画策定は含まれません。特記仕様書案に記載の内容が優先されます。</p>

以上